

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の変更について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：総合政策部企画政策課)

区における個人番号利用事務及び庁内連携・他機関連携情報項目の変更について

区における個人番号利用については、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、28年1月から個人番号を利用している。28年度以降については、年1回、利用事務の変更等（追加・変更・廃止）の対応を行っていく予定であるが、今年度は、制度導入年度であるため、28年4月からの変更等に対応する。

このため、個人番号利用事務（28年4月からの変更等）及び事務処理に必要な庁内連携情報項目について本審議会へ報告する。

庁内連携及び他機関連携については、目的外利用として位置づけられていた区役所内の情報利用は、今後は、区条例により目的内利用及び提供が可能となるが、個人情報の保護及び特定個人情報の適正確保を図る観点から、記録票を作成し、区民の閲覧に供する。

1 個人番号利用事務の変更（28年4月時点）

	計
(1) 国の法令改正により追加・変更が生じたもの	7件(追加 1、変更 6)
(2) 区の事業改正により追加・変更が生じたもの	3件(追加 1、変更 2)
(3) その他	2件(追加 1、変更 1)
計	12件

（資料1、資料2のとおり）

2 庁内連携・他機関連携する情報の範囲の変更

（資料3のとおり）

3 その他

本審議会へ報告後、利用条例施行規則改正を行う。